

商工連ながの

2014.11
VOL.358

商工会長会議／商工会中期マスタープラン進行中!!／伝言板
産業振興シンポジウム
事業承継に関する意識調査
共済制度PR
中小企業の新たな事業活動
商工会はいまーVol.96 白馬商工会
経営ワンポイントアドバイス
生存領域を見直し、定義し直す

法律ワンポイントアドバイス
会社法改正法の成立

この人に注目ーVol.100 戸倉上山田商工会

ふるさと紹介ーVol.10 安曇野市商工会

小規模企業振興基本法

長野県商工会連合会のホームページ・E-mail アドレス
<http://www.nagano-sci.or.jp/>
shokoren@nagano-sci.or.jp



川上村「レタ助」

川上村のゆるキャラ。昨年の3月に村の観光や物産品等をPRするため、特産のレタスと長野県の天然記念物に指定されている川上犬をモチーフに誕生しました。イベント会場他、村内観光業、ネット等でグッズ販売をしており、注文数も急増しています。

川上村商工会

商工会長会議開催

商工連は10月24日、ホテルメトロポリタン長野にて商工会長会議を開催しました。

会議に先立ち、木曾御嶽山で犠牲となった方々に哀悼の意を表し、全員で黙祷しました。

まず、矢崎会長から、平成27年度より県の補助金体系が大きく変わること、商工会財政に大きな影響をもたらすこと、今後の課題とそれに伴う自己財源確保のために共済の加入促進について、より一層尽力いただきたいとあいさつがありました。

続いて、商工会運営、経営改善普及事業に貢献された方への表彰が行われました。

また、地域経済活性化と中小・小規模企業の成長・持続的発展のため、地方集会決議文が採択されました。

続いて、全国連後藤常務理事より、中小企業振興基本法について小規模企業政策を理解していただき活用いただきたいこと、人口減少による影響や課題、商工会の重要性等について講演をいただきました。

石原産業政策監兼産業労働部長からは、県の中小企業振興条例の前文に込められた、県の担当者の思いが語られたあと、中小企業振興条例等について講演をいただきました。

最後に、阿部知事より、共感と対話の県政を目指し、政策力、発信力、共感力に力を入れたこと、また、長野県の人口増加について力を入れていきたいと講演をいただき、大変有意義な商工会長会議となりました。



阿部長野県知事



長野県商工会長会議

商工会中期マスタープラン進行中!!

南信広域支援センター

上伊那南部グループの事例

小規模企業振興基本法が平成26年6月に施行され、それに伴い小規模事業者が、持続的な経営に向け、経営計画に基づいて取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路拡大を支援するために「小規模事業者持続化補助金」が創設され、今年度全商工会を挙げて取り組んできました。そうした中で、南信広域支援センター上伊那南部グループの事例を紹介します。4月10日のグループの運営会議で、小規模事業者持続化補助金申請支援を決定しました。4月14日・15日に開催された経営計画セミナーに支援員も参加し、この補助金が創設された経緯を学びました。5月2日統括経営支援員と副統括経営支援員で相談し、グループ内の支援員の抱えている申請書について、書き方や必要書類を確認する検討会議を開催することにしました。5月13日に統括、副統括、支援員合計6名が集まり、各支援員が抱えている案件につき1件ずつ持ち寄って検討を行いました。「専門用語をもっと分かりやすい表現にした方がよいのでは」等多くの意見が交わされました。この検討会議の結果、このグループでは、4商工会で15件が採択されました。長野県の平均採択率が68%であったのに対し、このグループの採択率は、80%と長野県平均を大きく上回り、検討会議が効果をもたらしました。その後も、9月4日に実績報告の留意点等について検討会議を開催しています。効果が実際に数字で表れた良い事例となりました。

伝言板 MESSAGE BOARD

この度の台風8号により多大な被害のあった南木曽商工会に、全青連及び全女性連から災害対策支援金（全青連30万円・全女性連30万円）の交付決定があり、過日県青連の小林会長と県女性連の佐々木会長が南木曽商工会に出向き、原青年部長及び熊谷女性部長に支援金をお渡ししました。この支援金は、全青連及び全女性連が全国統一事業

として自然災害における支援対応の体制づくりの一環として、全国ネットワークでの募金活動を継続的に実施しており、災害時における復興の一助となるため基金として積み立てた一部から拠出しているものです。

被災された地域の皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧・復興をご祈念申し上げます。

産業振興シンポジウム開催

「地域産業イノベーション事業の出発」 商工会長など延118名が参加



パネラーの討論会

7月17日（木）に工業・特産品関係、7月24日（木）に商業・サービス業関係の2回、塩尻市で「産業振興シンポジウム」を開催しました。

今回のシンポジウムは、「地域産業イノベーション事業」の推進にあたり、商工会が地域産業の活性化に取り組み、地域に新しいビジネスや事業者を創造・創出する仕組みを作る第一歩として開催したものです。

2回とも、基調講演、産業振興モデルの発表及び討論の3部構成で行いました。

基調講演は、「商工会職員参加型の地域おこしのすすめ」と題して、一般財団法人地域活性化センター理事長 椎川忍氏が講演し、同氏は、「地域づくり人の育成」と「横のネットワークの形成」が大切であり、「全国の地域づくりの仲間と一緒に考え、行動する」ことがかなめであることを強調しました。

産業振興モデルの発表は、産業振興支援プロジェクトで各商工会が取り組み、本年3月の本会臨時総会で表彰を受けた14商工会のうち、優秀賞・優良賞の8商工会の事例を2回に分けて発表していただき、発表後、同コーディネー



意見発表をする竹花立科町商工会長

ターの各氏からコメントをいただきました。（表彰商工会は、商工連ながのH26・4月号に掲載）

討論は、「地域イノベーションをどう進めるか」というテーマで、椎川氏、県産業労働部の課長、柴田匡平信大教授、及び当連合会代表により行いました。

知恵を出して地域課題に取り組む

会長さんからのご意見

17日は、辰野町の福島会長から、請負人事業、辰野高校との連携、金属加工研究会、5S運動推進委員会などを行っていること、豊丘村の片桐会長から、桃狩りの観光客を誘致、タケノコ加工食品の販売、リングを使用した食品の商品化、有休農地活用による芋焼酎の開発をしていることなどの紹介がありました。

また、24日は、立科町の竹花会長から、町内の連携を商工会が組織化して、相模原市との交流を6年間にわたり継続してきたこと、白馬の杉山会長から、白馬の空気の中で、オリジナリティーのある白馬ガレットを食べていただきたいこと、山ノ内町の田中会長から、観光客層が変わってきているので、どういう顧客がいるのかを見なければいけないこと、美麻の種山会長から、そばを食べにきてもらうために新行のそば祭りを始めたこと、などの紹介や意見がありました。

最後に、矢崎会長が、地域産業の振興に取り組んでいくことを強調してシンポジウムを締めくくりました。

事業承継に関する意識調査を実施

商工連は県と共同で平成26年6月、商工会会員の60%にあたる約1万2000事業者に記名式で事業承継に関するアンケートを実施し、5200事業者から回答を得ました。

商工会と商工連ではこのアンケート結果を踏まえて、事業承継に取り組もうとしている事業者を優先して支援に当たることとしています。

調査結果の概要

◆44・4%と高率の回収率

商工会毎には30・7%から64・4%とかなりのばらつきはあるものの、平均回収率44・4%と事業承継問題に関する関心の高さが伺えます。

◆事業承継の予定者が40・6%

全有効回答中、事業承継を予定している事業者が40・6%と高率でした。事業承継はまだ決めていないが42・0%、廃業を検討が17・4%でした。

◆後継者不在率68・5%

全回答中、後継者不在率は68・5%とかなりの高率に上ります。しかし、事業承継を予定されている事業者に限ると74・4%の事業者が後継者を決定されています。

◆事業承継作業の取り組み

事業承継予定で後継者が決まっている事業者の内80・0%の事業者は既に取り組み中または近々取り組み予定でありかなりの高率に上ります。

◆後継者の属性は子供などの親族が91・4%

後継者の属性は子供などの親族が91・4%で、親族外の社員・従業員（6・5%）、親族外の第

三者（2・1%）と比べ大きな開きがあります。

◆最大の関心事は後継者の養成

事業承継に関連しての最大の関心事は後継者の養成について（22・8%）でした。続いて後継者の選定について（12・4%）、事業承継に必要な資金の調達について（11・0%）、相続税・贈与税について（10・3%）となりました。

◆事業引継ぎ支援センターへの相談希望194件

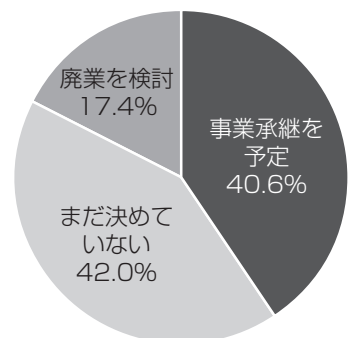
長野県事業引継ぎ支援センターへの相談希望事業者数は194社（3・7%）とかなりの数に上りました。

*「長野県事業引継ぎ支援センター」は、事業引継ぎに関する様々な課題解決を支援するため、産業競争力強化法に基づき、国からの委託を受けて、設置されている公的相談窓口です。

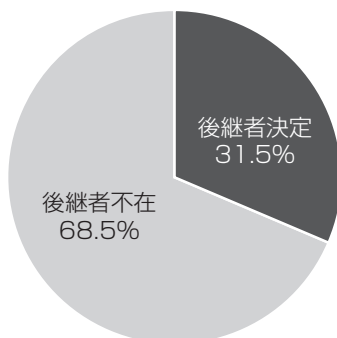
事業承継は早めの取り組みが肝要

事業承継問題への取り組みは、本年度の商工会及び商工会連合会の重点事業の一つであり、4地区事務所に上席専門経営支援員を一人ずつ配置し取り組んでいます。地域経済の持続的発展のためには事業承継のしくみの構築が必要不可欠であり、このアンケートをきっかけに一層の取り組み強化を行いますので、事業承継に関心のある事業者の方は各商工会の主任経営支援員等にお気軽にご相談ください。

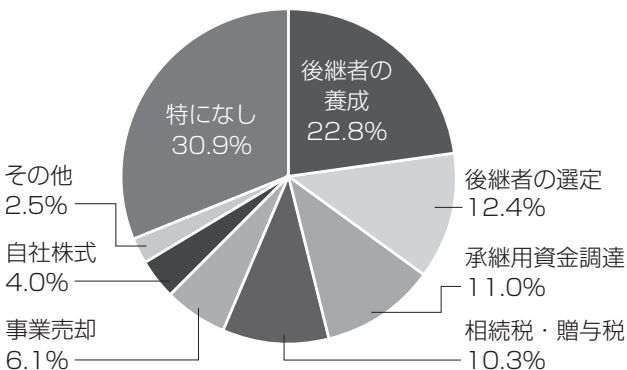
事業承継の意向



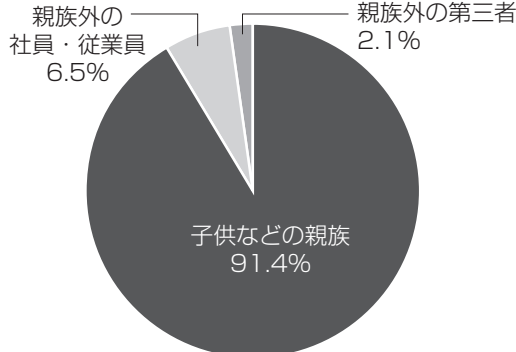
後継者不在



最大の関心事



後継者の属性



商工会員様だけが加入できる お得な共済・保険をご紹介します!!



● 万が一の時に備え、従業員やご家族を守ります ●

商工貯蓄共済

- 貯蓄・融資・生命保障がセットになった共済。
- 毎月2,000円の掛金の中から安価な保険料で保障を得ながら残りの大部分は積み立てておけます。(配当金付)
- ご希望により、医療保障特約を付加できます。無事故の場合、5年ごとに無事故給付金を受け取れます。
- 告知のみでお申込みできます。(加入口数や保険金額により、健診通知書または医師の診査が必要な場合があります。)
- 生命保障部分にはリビングニーズ特約付き。

融資の内容変更のお知らせ

平成26年9月1日付実行分から、融資期間が、設備資金・独立開業資金・住宅資金は10年以内、運転資金、消費資金は7年以内となり、よりご利用しやすくなりました。

全国商工会会員福祉共済

- 「けが」「病気」「がん」「生命」の補償が選べます。
- 「病気」は「けが」に付加しますが、「がん」「生命」は単独加入も可能で、組み合わせは自由。
- 「けが」は85歳まで、「病気」「がん」は80歳まで補償します。(継続加入)
- 「がん」の補償は「けが」「病気」もカバーした「トータルがん」と、「がん」のみ補償する「シンプルがん」があります。「シンプルがん」は告知に自信がないけれど「がん」の補償は欲しいという方に好評です。
- 「生命」の保障は1,000万円～6,000万円までご家族のために大きな保障をお考えの方や、事業承継の備えにという方にお勧めします。安価な掛金(保険料)に配当金もついてお得です。リビングニーズ特約付き。

● いざという時、会員事業者の皆様をお守りします ●

しかも団体割引が利くので、一般で加入するより保険料がお得です

掛金は損金または必要経費となります

中小企業PL保険

- 加入企業が製造または販売した製品、行った仕事の原因の、人身事故や物損事故による法律上の損害賠償金や訴訟費用を補償します。
- 中小企業の皆様向けの設計で割安な保険料。
- リコール特約も付加可能。

商工会の海外PL保険

- 輸出した製品や販売後海外に持ち出された商品等により海外で生じた対人、対物事故によって負う法律上の損害賠償金を補償。
- 訴訟対応や示談交渉もサポート。

全国商工会 経営者休業補償制度

- 会社経営者、個人事業主及び従業員、配偶者がケガや病気、で働けなくなったことによる所得の減少を最長1年間補償。

全国商工会情報漏えい保険

- 会員事業者で情報漏えいまたはその恐れが生じたことにより負担する法律上の損害賠償金、弁護士費用等を補償します。平成26年度から法人情報にも対応。

商工会の業務災害保険

- 傷害補償と使用者賠償補償を組み合わせた制度。
- 会員従業員の労働災害時に政府労災の上乗せで補償できます。ケガだけでなく精神障害等に係る労働災害にも対応。労災訴訟に発展した場合の賠償責任保険がセットになっています。

● 取引先の突然の倒産時に対応します ●

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)

- 取引企業の倒産により売掛金債権等が回収困難になった場合に貸付が受けられる制度。無担保・無保証人扱い。
- 掛金は、損金または必要経費となります。

● 従業員や経営者の退職金に活用できます ●

小規模企業共済

- 小規模企業の役員の退職金制度。個人事業主の方が廃業した時や、会社の役員の方が退職した時などに対応。
- 掛金は月1,000円～7万円の範囲内、全額所得控除できます。

中小企業退職金共済

- 従業員の退職金制度。
- 掛金は月5,000円～3万円の範囲内(短時間労働者は、2,000円～4,000円)、損金または必要経費となります。

特定退職金共済

- 従業員の退職金制度。
- 中小企業退職金共済や企業年金とも重複して加入できます。
- 掛金は月1,000円～3万円の範囲内、損金または必要経費となります。

詳しくはお近くの商工会へどうぞ



ショップと臼田高校デザイン科の生徒さんの書いた絵



北八ヶ岳山麓放牧豚

北八ヶ岳山麓 八千穂の豚からの再出発

佐久穂町商工会 きたやつハム株式会社

きたやつハムは、昭和63年に北八ヶ岳の東麓に広がる信州佐久穂町・八千穂高原に、八千穂農協の1部門として、国・県・村の援助のもと開業いたしました。

当時、八千穂の豚が東京市場の品評会において、賞を総なめにするような良質な豚肉でしたので、付加価値をつけて販売することを目的に開業したハム・ソーセージの加工工場でした。

しかし、年々担当者が代わり、またJAの合併等により熱い思い入れがなくなり、それに加えて、豚の餌の高騰、高齢化施設の老朽化と、地域の豚の激減が厳しい中で、平成24年3月にJA佐久浅間が閉鎖したことにより、平成24年4月に独立いたしました。

独立してまうしなければならなかったことは、

1、毎年1000万円からの赤字を出していた工場をすぐに黒字に転換すること

2、激減している豚（原料の確保）の歯止めをかけ原料を安定確保すること

3、現在の商品レベルの確認と明確な発信をすること

の3点でした。

1は、2、3、を実行することにより必然と付いてきているように感じております。

2の原料確保は、自社で豚を飼い、6次産業の認定をいただき、八千穂の豚の

復活を目標に、生ハム・サラミに適した放牧で長期飼育（9ヶ月）をしました。

こうして、おいしい豚の生産に挑戦して3年目になりますが、「間違いない」と言われるほどの出来栄えに育っております。

3の商品レベルの確認は、ドイツDLG（農業協会）に出品し、初出品で金賞を6部門で受賞、現在3年連続受賞中です。

最大の付加価値商品として、30年以上夢見た先輩方の悲願でもありました生ハム・サラミを、今年2月に最初の『肩ロース生ハム』が完成・販売、9月には『きたやつハム骨付き生ハム』が完成し、10月の出荷を待つております。

なぜ生ハム・サラミかといいますと、国道299号線にある、日本一の白樺林で有名な八千穂高原は、良質な八ヶ岳の水と、降水量の少ない冷涼な気候が、本場ドイツ北部のメルヘン街道に似た恵まれた環境にあったからです。

ますます生ハム・サラミにウエイトをおいた生産体制を作りながら、地元の産品として皆

様にご理解

いただける

よう、従業員一同さら

に頑張っていこうと思っております。



生ハムの入った『まるごときたやつハムセット』10,000円

地域資源を活用した

基幹産業再興

プロジェクト事業

白馬村の基幹産業である観光と農業のさらなる活性化や、転作で栽培が多くなった「白馬産そば」を活用した商品等の開発を目的に、平成19年度全国展開支援事業の採択結果を受け、白馬産そばによる基幹産業再興プロジェクトがスタートしました。このプロジェクトにより、そば関連商品の開発や、「白馬ガレット」が開発されています。

ガレットは、フランス北西部のブル



白馬ガレットの調理風景

ターニユ地方の郷土料理であり、そば粉と水、塩などを混ぜて寝かせた生地を薄く円形に焼き、肉や魚介、チーズ、卵などを自由にトッピングしたものであり「白馬ガレット」の開発に取り組んだ背景には、北アルプス山麓の標高約700メートルの高地で育つ白馬産そばが「甘みが強い香り高いそば」と言われていることや、村内の宿泊施設にいる料理人を地域特有の貴重な人材に育成したいということがあります。地域に生業するプロの料理人が、地域で安定的に収穫できる作物を活用し、訪れる観光客にご当地食として「白馬ガレット」を提供する仕組みを構築しました。

本場フランスでは、ガレットを焼き上げる職人のことを「クレーピエ」と呼びますが、白馬村独自の「白馬クレーピエ」認定制度を確立し、白馬の食のブランド力を堅持するため、地域資源の活用と人材育成を融合した事業展開を推進するため、養成講座の受講を義務づけ、終了後、筆記試験と実技の認定検定を実施しています。平成20年度から開講している本講座は、第6期目を終了し、通算認定者は91名となり、白馬ガレットとして提供している店舗は現在40店舗となっています。また、資格認定から3年を経過した者を

原則対象として資格更新制度を実施し、制度の維持と認定者の技術力の確保に努めています。

今年度は第7期「白馬クレーピエ養成講座」を9月に実施し、受講者18名により3日間の日程で開催をいたしました。その内容構成については、基礎編・知識編・実習編・研究編・検定編であり、机上での講義の後に実習を行い、最後に効果の測定として、検定試験（学科検定・調理検定）

があり、合格者に対して「白馬クレーピエ」の称号を付与し認定者名簿への登録及び認定証を授与しています。また、認定者に対して「白馬クレーピエ」として積極的にガレットの普及をさせていただきます。当会としても認定者のうち、お客様にガレットを提供する店舗については、公式ホームページに登録していただき、積極的な情



白馬ガレット

報発信をしています。

この事業は、観光行政の理解や協力が得られ、テレビ、新聞、雑誌、旅行社などの各種マスコミのパブリシティを広く獲得することができ、効果的な情報発信と誘客促進が図れ、参加する事業者の業績向上に繋がり、地元の地域資源への期待感や、ご当地食への情熱や愛着が高まり、事業の継続発展と成果をもたらしています。



中小企業診断士
滝澤 恵一 氏

生存領域を見直し、 定義し直す

社長に「あなたの会社は何業ですか?」と、質問すると、産業分類、事業分類による答えが返ってくる。「建設業です」「飲食業です」「宿泊業です」……と。

お客様に喜んでいただき、対価としての報酬を得て、自社を持続させ、成長発展させるためには、産業分類、事業分類による答えでは、その会社は生きていけない。生存領域を見直し、定義し直して、生きていく必要がある。

生存領域とは、生きものである会社が現在から将来に向かって生きていく場である。自社の顕在的、あるいは潜在的な能力や経営資源といったシーズ(種)を活かし、利用者のためになること、あるいは困っていることを解決するもの、社会の課題などを解決するための価値あるものを創り出して、経営の思いを表現する事業の領域である。

まず、自社のシーズを見直してみることに。自社を取り巻く経営環境や社会の変化を現在から将来にわたって洞察してみることである。自社のシーズを活かし、変化をつかみ、お客様、世のためになるものは何か、と考えることである。

今、扱っている商品やサービスを、「お客様はなぜ、利用しているのだろう」と、お客様の視点から、その効用を考えてみることである。さまざまな視点から、お客様の視点に立って考えてみることである。また、自社が保有しているシーズは、本質的に何

を創り出しているのだろうか、考えてみることである。さらに、自社のシーズを活かして、お客様のためになる新しいものを創り出すことはできないかと、考えてみることである。視点を変えて、考えてみることである。徹底的に考えてみることである。すると、今、目に見えている商品やサービスの奥にあるものがわかるようになる。将来への可能性が見えてくる。

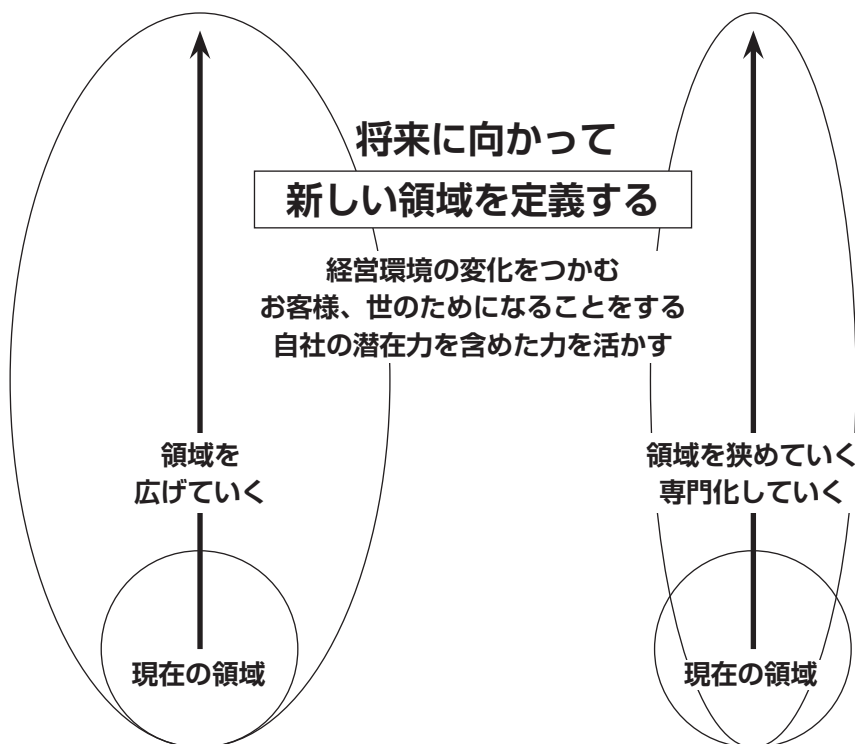
経営で壁にぶつかったときにも、生存領域を考えたり、定義し直すことによつて危機を乗り越え、地域でなくてはならない企業へと成長することができ。収益が改善されていく。お客様が増えていく。従業員も仕事に喜びを感じるようになる。

県内のある菓子製造小売業は「菓子文化創造業」と、自社の生存領域を定義し、結果として地域一番店となつていく。家族だけで経営している小さな時計宝石眼鏡店は、自社の得意技を活かすために事業を狭く定義し直して、「ウォッチドクター業」にし、宝石などの販売をやめ、時計の修理

で生きている。

大きく社会が変化をはじめている中で、市場は変化を続けている。事業の在り方を、意志を持って会社として変化させることができる時代が到来している。問題が山積している時代を拓き、次代を築くことが産業界、事業者求められる。

あなたの会社は何業ですか?





川島一慶法律事務所
弁護士

川島 一慶 氏

会社法改正法の成立

一 平成二六年六月二〇日国会において「会社法の一部を改正する法律」が成立しました。施行日は平成二七年四月ないし五月となると見込まれています。

二 機関（企業統治）の面では、大会社への社外取締役の選任の義務付けは見送られたものの、大会社が社外取締役を置いていない場合には、取締役が株主総会において「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないとされました。

また、この社外取締役の活用が期待される場面として、過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を、監査役や監査役会の代わりに置くことができるようになります。

さらに、社外取締役に期待される監査・監督機能の実効性を高めることを目的として、社外取締役というためには、親会社の関係者でないこと、会社関係者（取締役等）の近親者でないこと等、要件が厳格化されます。

三 親子会社に関しては、多重代表訴訟制度の新設があげられます。親会社の株主が、一定の子会社の役員等の責任について、責任追及の訴えの提起をその子会社に対して請求することができ、その子会社が訴えを提起しないときは、請求を行った株主が、その子会社のために責任追及の訴え（代表

訴訟）を提起することができるようになります。

今はやりの持株会社の株主が、子会社の取締役の責任を追及する訴訟を起こすことが認められたのです。

四 M & A関連では、まず支配株主の異動を伴う募集株式の発行（第三者割当て）について、公開会社は、ある引受人に募集株式を割り当てることにより、その引受人が総株主の議決権の過半数を有することとなる場合、払込期日の二週間前までに、株主に対し、その引受人の氏名・名称などを通知又は公告しなければならないとされます。

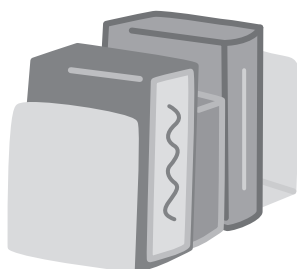
五 もう一つM & A関連として、特別支配株主の株式等売渡請求の制度が創設されます。総株主の議決権の九〇％以上の議決権を有する株主（これを特別支配株主といいます）が、会社の承認の下に、他の株主全員に対して、その有する株式の全部を売り渡すことを請求することができるようになります。

株式等の売渡しを請求された株主は、価格に不満がある場合は、裁判所に対して価格決定の申立てを行うことができますが、売渡しを拒否することはできません。多数派株主が、少数派株主の株式を強制的に買い取って会社から追い出す制度（これをキャッシュアウトといいます）が端的に認められることになったのです。

これまでキャッシュアウトに利用できる制度としては、全部取得条項付種類株式の発行、株式の併合、現金を対価とした合併等の組織再編がありました。今回の改正では、これら従来の制度についても、情報開示の充実、差止請求権の導入、反対株主の株式買取請求権の導入等、少数派株主の保護を強化する方策が整備されています。

六 その他濫用的会社分割における債権者の保護等、注目すべき改正点がありますが、紙面の都合で割愛させていただきました。

今回は、主に大企業中心の改正ではあるものの、中小企業の経営者も会社法の改正に無関心というわけにはいきません。こうした株主を追い出すキャッシュアウト等、経営の安定のために一度検討されてみてはいかがでしょうか。



この人に注目

Vol.100



戸倉上山田商工会
有限会社中澤製作所
代表取締役 中澤 洋

ISO5規格統合

マネジメントシステム

導入による企業体質強化

社員のやる気を出す緑の下の方持ち

千曲市上徳間にある有限会社中澤製作所代表取締役の中澤洋一と申します。当社は、先代社長の父が昭和50年に開業し、現在は高速スタンピングによる電子機器部品・自動車電装部品・産業用コネクタの製造、精密金型の設計製作、画像処理を取り入れた省力化機

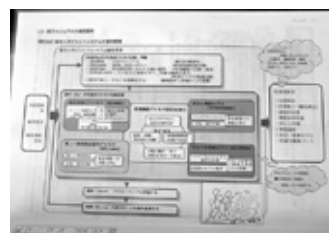
器の設計製造をしております。

私が父より会社を継いだのが今から3年ほど前になります。平成元年に当社に入社し、営業兼納品係の主任から始まり、製造部長、常務を経て社長になったわけですが、当社の経営ビジョンを主に常務時代に具体的に描けていたことが、その後の展開に大いに役立ちました。

社長1年目、まず取り組んだのが「社員が働きやすい環境を作ることこそトップの仕事」という信念のもと、非正規社員を全員正社員とする組織改革を行い、スタートラインを一度ゼロにリセットしました。また、ある仕事を一人の担当者のみが行うことを廃止しました。これらにより協調性が大きく向上し、社員という「仲間」で仕事をしているんだという意識が強くなりました。そのおかげで生産効率とそれに伴う付加価値額が飛躍的に高まり、就任1年目にして12年続いた赤字を黒字に転換することができました。

続いて、2年目に取り組んだのが統合ISO9001と14001の認証取得です。

これは、大手企業との対等取引や、利害関係者に対する安心と信頼の提供など理由がありますが、何よりも社員皆で経営改善目標を考え、達成のためにどう行動すればよいのか、この一連の共同作業を行う動機付けが欲し



皆で作上げた統合マニュアルの一部

かったからです。

何のために会社へ来るのか？ISOとは何か？自分たちは何をすべきか？何度

も社内研修やワークショップを繰り返し、理解と共有を深めていきました。

その結果、社員一人ひとりが「考えるエンジン」を持ち、力強く走り出してくれました。「マネジメントシステム」と、あまり難しく考えずに「皆で作って好きにやろうよ」という気持ちで作成に取り組んだのが逆に良かったと思います。

他にも、全員が同じフロアで仕事ができるよう、工場内の仕切り壁をなくし、事務所もガラス張りにするなど見える化を行い、見えない場所での作業の分散化をやめました。

また、「不良を無くし、売上を安定させるためには検査室を増築すべき」という社員の提案から増築工事を行ったのもこの年でした。

さらに、就任3年目に、自信を深めた社員全員の後押しもあって、ISO22301、27001とOHSAS18001を合わせて5つの統合システムの認証取得を本格的に目指しました。

この原稿が掲載される頃には認証書が5つ全て揃っている事でしよう。

今では、社員8名全員がISO内部監査員となっており、毎月20回ペースで15分の時間を融通しながら実施しています。その際、5つのISO要求規格、マネジメントチャートなど、必要な書式を1冊100ページ程の統合マニュアルにまとめ、共有の教科書として使用しています。

常務時代15年温めていた構想が、実際に経営者となってから結果を伴って実現しています。この構想を考えるヒントをくれたのが、商工会でのエキスパート・バンク制度や製造業若手向け商工塾でした。ここで得た知識は今でも場面を問わず生きています。

今後は2020年を目途に医療関連分野に進出する予定でおります。装置・樹脂・金型のすべての設計製作を自社で行えるという強みを活かして当社の新たなポスト事業にしたいと考えています。

そして、これからも社員のための、緑の下の方持ちという役で私があり続けることに信念を持ち、社員と会社と共に成長していきたいと考えています。



ISO5が行き届いた工場内

「この人に注目」をシリーズで毎号掲載しています。商工会地域内で頑張っておられる方をご紹介します。



Vol.10

安曇野市商工会

自然を愛し、

水と緑の薫るまち

“安曇野”

安曇野市は、平成17年（2005年）

10月1日に、南安曇郡豊科町・穂高町・三郷村・堀金村、東筑摩郡明科町の5町村が合併して誕生しました。長野県のほぼ中央に位置し、松本から電車で10分から30分のところにあります。北は大町市、松川村、池田町、生坂村、筑北村、南は松本市に隣接しています。西部は雄大な北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯であ



蓼川と三連水車

り、燕岳、大天井岳、常念岳などの海拔3,000メートル級の象徴的な山々があります。北アルプスを源とする中房川、烏川、梓川、高瀬川などが犀川に合流する東部は、「安曇野」と呼ばれる海拔500から700メートルの概ね平坦な複合扇状地となっています。伏流水となった北アルプスからの雪解け水が湧き出しています。日量70トンもの湧水量を誇り、真夏でも水温が15度を超えることはありません。清らかで豊富な水は、わさび栽培に用いられ、さらにわさび田からの排水を利用してニジマス養殖が行われています。環境省から「名水百選」に認定され、国土交通省からは「水の郷」にも認定されました。宿泊施設やレストランなどが集まる「安曇野の里」からも水が湧き出しており、飲むことができるため、水を持ち帰る人の姿が見られます。

蓼川横の大王わさび農場には、東京ドーム11個分もある日本一広いわさび畑があります。湧水をたたえるに蓼川に回る三連の水車小屋は、ご存知のとおり、黒沢明監督の映画「夢」に登場

した水辺風景は、安曇野の原風景が残っている観光スポットです。また、安曇野は道祖神の宝庫といわれており、約600体の道祖神が点在し災

難を払い、豊作や良縁を連れてくる守り神として祀られています。彫像の容姿も実にバラエティーに富んでいます。路傍にたたずむ道祖神を見つけないながら安曇野ならではの風景を楽しんでみませんか。

このほか、安曇野にはたくさん美術館があります。碓山美術館は、日本の近代彫刻の扉を開いた萩原守衛（碓山）の作品と資料を永久に保存し、一般公開するために昭和33年4月、29万9100余人の力によって、碓山の生地である北アルプスの麓、安曇野の真中に誕生しました。レンガ造りで、教会風の建物がある館内は、緩やかに流れる安曇野の風を感じながらゆっくりと過ごせます。高村光太郎などの作品も展示しています。

安曇野市に鎮座する穂高神社は、その奥宮は北アルプス穂高岳の麓の高地に祀られており、嶺宮は北アルプスの主峰奥穂高岳の山頂に祀られています。「北アルプスの総鎮守」の通称があり、毎年9月27日に行われる例大祭



碓山美術館



穂高神社

（御船祭）が有名です。

安曇野市は来年市政施行10周年を迎えます。来年度本格実施に向けた「信州安曇野ハーフマラソン・プレ大会」を10月12日に開催しました。安曇野市商工会は、行政と一体となりランナーの安全対策やおもてなしの体制、市民の皆さまのボランティア参加や沿道応援などで、お迎えしました。

信州といえば「そば」。今、安曇野のそばが注目されています。「安曇野はそばの郷」を合言葉に市内約70店舗が、清らかな水、手打ちの技でそれぞれ独自の味を追求し、そば文化を広めています。昨年11月16・17日の両日にわたり第1回信州安曇野「新そばと食の感謝祭」を開催、天候にも恵まれ約30,000人の来場者で賑わいました。本年も11月15・16日に開催します。

安曇野という地域から農業中心のイメージがありますが、観光を含む農工商業のバランスがとれた田園産業都市を目指しています。

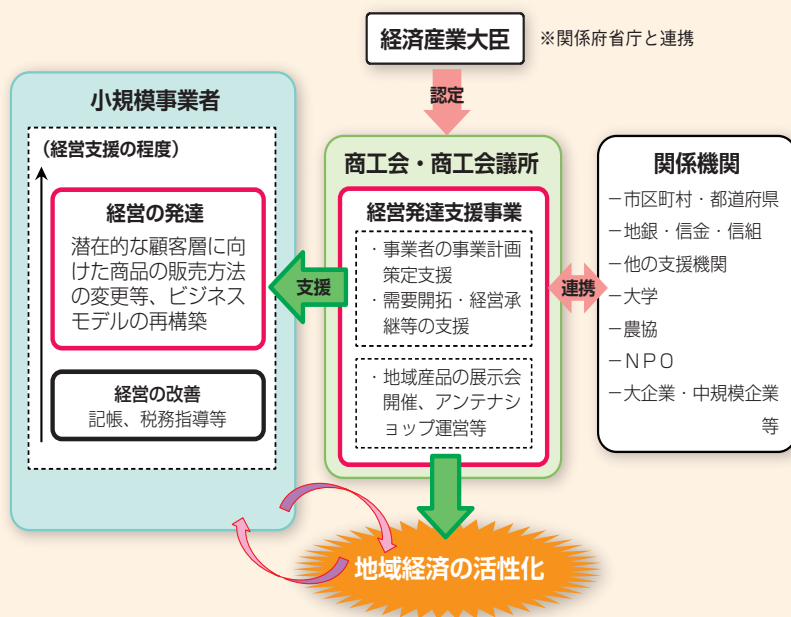
小規模企業振興基本法 (小規模基本法)が成立

署名活動に多くの方のご支援ご協力をいただき、ありがとうございました!!

全国には385万の中小企業があり、これまでの中小企業政策は、比較的規模の大きな中小企業に目が向けられていました。しかし、中小企業全体の約9割は小規模事業者が占めており、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、今後の日本経済の発展、成長を維持、継続していくためには、その活力を最大限に発揮させていくことが必要不可欠です。しかしながら、小規模事業者は人口減少や高齢化、海外との競争激化等構造的な変化にも直面しており、売上や事業者数の減少、経営者の高齢化や後継者不在など多くの課題を抱えています。こういった状況下の中、平成23年から、商工会組織として地域の経済を支える小規模事業者に特化した支援を着実に実行するための新法制定に向けた要望活動をスタートさせました。平成25年には、100万人を目標として新法制定のための署名活動を展開し、多くの会員企業のご支援ご協力のもと、全国で110万余の署名が集まり、新法制定の機運が高まる中、平成26年6月、第186回通常国会において小規模企業振興基本法（小規模基本法）が成立し、公布されました。

また、小規模基本法と併せて「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、半世紀以上にわたり小規模事業者の経営相談に応じてきた商工会及び商工会議所が市町村や地域の金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取り組みを強力に支援するための体制を整備することになりました。今後、商工会等が中核となり、新たに構築した支援体制のもとで、小規模事業者への支援がより一層強化されることになります。

商工会を中核として行政や金融機関等と連携した支援体制の構築



小規模基本法・小規模支援法とは！

- 小規模基本法とは「小規模企業振興基本法」の略称であり、小規模企業振興に関する施策を、総合的かつ計画的に国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施すべく、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するもの。
- 小規模支援法とは「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」の略称であり、小規模事業者の意欲ある取組を強力に支援するため、商工会及び商工会議所が市町村や地域の金融機関等と連携して支援する体制を整備するためのもの。

小規模企業者（小規模事業者）とは！

- 製造業・その他の業種…常時使用する従業員20人以下
- 商業（卸売業、小売業、飲食店）・サービス業…常時使用する従業員5人以下